平成２４年（フ）第７０号
兵庫県赤穂市中広1576番地55　市営住宅千鳥団地３―101、開始決定時の住所兵庫県赤穂市山手町２番地９
破産者　江原こと　劉　　鉄夫
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６８６号
広島市佐伯区三宅５丁目375番地８、申立時の住所広島市佐伯区観音台１丁目33番５号
破産者　樋口　美佐
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５２号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰5016番地１、住民票上の住所熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰4035番地１
破産者　髙岡　達英
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７５３号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰5016番地１、住民票上の住所熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰4035番地１
破産者　髙岡　由里
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５４号
熊本市中央区世安町47番地12
破産者　原田　武幸
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７０号
熊本市中央区帯山１丁目22番71号
破産者　旅井　瑞代
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９４号
熊本市中央区帯山３丁目53番11号
破産者　山口　都睦
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４７４号
大分市大字猪野1345番地の７　濱崎貸家Ｃ棟
破産者　北野　幹夫
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６７号
大分市中島西１丁目８番42号　クリマーマンション402
破産者　川野　健太
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８４号
北海道伊達市館山町10番地29
破産者　竹内　秀樹
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
北海道伊達市末永町47番地１
破産者　外崎　勝美
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
北海道上川郡清水町南８条６丁目８番地
破産者　菊地　正美
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
北海道帯広市広野町西２線150番地75　広野団地５号棟511
破産者　内田　太子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
北海道帯広市広野町西２線150番地75　広野団地５号棟511
破産者　内田　昌之
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
北海道河西郡芽室町西４条８丁目２番地
破産者　土居　　彰
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
北海道北見市山下町３丁目１番32号、開始決定時の住所北海道網走郡美幌町字鳥里４丁目３番地の15
破産者　柏葉　安広
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
北海道根室市花園町５丁目14番地
破産者　浅水久美子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第３０４７号
横浜市旭区若葉台３丁目５番1205号
破産者　吉澤ジョセフィンフェルナンデスこと　ヨシザワ　ジョセフィン　フェルナンデス
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２６号
神奈川県藤沢市善行坂２丁目１番58―1204号
破産者　和田　祐子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部